

東京エレクトロン葦崎文化ホール メンバーズクラブ～フレンズ～会員規約

(名称)

第1条 本会の名称は、“東京エレクトロン葦崎文化ホールメンバーズクラブ～フレンズ～”(以下「本会」といいます。)とします。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、東京エレクトロン葦崎文化ホール事務室内に置き、名称を“東京エレクトロン葦崎文化ホールメンバーズクラブ・フレンズ事務局”とします。

(目的)

第3条 東京エレクトロン葦崎文化ホールにおいて、指定管理者である株式会社ケイミックスパブリックビジネスの主催又は指定する公演等の事業を通じて会員が文化的な教養に親しみ、より深い関心を高めることを目的とします。

(会員)

第4条 東京エレクトロン葦崎文化ホールメンバーズクラブ～フレンズ～会員(以下「会員」といいます。)とは、本規約をご承認のうえ、事務局に入会を申し込み、第7条に定める方法により会費を支払われた方とします。

2 会員には会員証を発行いたします。

(会員の種類)

第5条 会員の種類は、次のとおりとします。

- ① 個人会員
- ② 家族会員
- ③ 団体会員

(会員の有効期限)

第6条 有効期限は次条の年会費を納入した日から当該年度末までとします。

- 2 年度は4月から翌年3月までとします。
- 3 会員の期限更新は、第7条に基づき手続きをいたします。

(年会費)

第7条 会員は次の区分による年会費を事務局の定める方法により支払うものとします。

個人会員	家族会員	団体会員
1,000円	2名 1,500円	6～49名 500円/1名
	3名以上 +500円/1名	50名以上 300円/1名

申込方法

- ① 東京エレクトロン葦崎文化ホール窓口
窓口備え付けの申込用紙に必要事項をご記入のうえ、年会費を添えてお申込みください。
その場で会員登録し、会員証を発行いたします。
 - ② オンライン
以下URLにアクセスし、申請フォームに必要事項をご入力の上送信してください。
<https://ws.formzu.net/dist/S148761904/>
返信メールにて年会費のお振込み・会員登録についてご案内いたします。
 - ③ 電話
ご入会の旨をお申し出ください。入会書類一式をお送りいたします。必要事項をご記入のうえ
申込み用紙を当ホール窓口までご持参ください。即日、ご入会いただけます。
又、入会書類郵送をご希望の場合は、必要事項をご記入のうえ、申込用紙をご返送ください。(郵送料はお客様のご負担となります。)あわせて年会費を指定口座にお振込みいただきます。会費の納入確認後、会員登録し会員証を送付いたします。
- 2 会員が期限更新を希望する場合は次年度会費の納入が必要となります。
期限更新については3月上旬までにご案内いたします。なお、期限更新希望の方には、新たに会員証を発行いたします。
 - 3 会員から既に納められた年会費は理由を問わず返金いたしません。

(特典)

第8条 会員は、次の特典を受けることができます。

- ① チケット先行申込 (一部対象外の公演あり。チケット確保及び良席を確約するものではありません。)

- ② 東京エレクトロン韮崎文化ホール主催公演のチケット割引
(当ホールが指定する公演に限る、一部対象外の公演あり。)
(会員証1枚につき2名様までとなります。)
- ③ チケット発送手数料無料(当ホールが指定する公演に限る。)
- ④ 情報紙の発送(ご家族・団体会員様の場合は、代表者様宛に送付いたします。)
- ⑤ ポイントサービス
当ホール主催の有料公演チケットを、ご購入毎にスタンプを1個押印します(購入枚数にかかわらず、公演単位での押印)。スタンプ5個で当ホール主催事業のチケット次回購入分の金額から1,000円の割引をいたします。チケットスタンプカードをご希望の方はチケットご購入の際にお申し出ください。

(届出事項の変更)

第9条 会員は、氏名・住所など入会時に届け出た事項に変更が生じた場合は、事務局にご連絡ください。

(会員証の紛失)

第10条 会員証を紛失された場合は、事務局にご連絡ください。会員証の再発行手続きをいたします。

(退会)

第11条 会員は、本会から退会しようとするときは、遅滞なく事務局に退会の届出をしてください。会員期間中であっても、お支払済みの年会費は返金いたしません。

(会員資格の取消)

第12条 次の事項に該当する場合には、会員の資格を取り消します。

- ① 虚偽その他不正な手段で会員になったと明らかに認められるとき。
- ② 会員証を他人に貸与し、悪用されたとき。

(個人情報の取扱い)

第13条 会員が登録した個人情報は、チケットや情報紙の発送、当ホールで開催される公演等に関する情報のお知らせ等、本会の運営目的のみに使用し、本規約並びに個人情報保護法に従って厳正に管理し取り扱います。

(会員組織の解散)

第14条 会員組織を解散する場合は、事務局が発送する通知書によりお知らせするものとします。

(規約の変更)

第15条 本規約の変更は、東京エレクトロン韮崎文化ホールメンバーズクラブ・フレンズ事務局に一任願います。

附則 この規約は2017年4月1日から適用します。

附則 この規約は2020年4月1日から適用します。

附則 この規約は2025年2月15日から適用します。

事務局所在地

〒407-0002
山梨県韮崎市藤井町坂井205番地
東京エレクトロン韮崎文化ホール内
TEL:0551-20-1155
FAX:0551-22-1919